



記者資料配布

大阪経済記者クラブ会員各位

平成 19 年 3 月 16 日

「中小企業に対する政策金融のあり方に関する意見」建議について

【お問合せ先】

大阪商工会議所 経済産業部（中川・玉川）

TEL 06 - 6944 - 6304

【概 要】

- 大阪商工会議所は、本日、「中小企業に対する政策金融のあり方に関する意見」を内閣総理大臣、経済産業大臣はじめ、政府関係機関に建議する。本意見では、今国会に提出された政策金融改革関連法案について、中小企業が資金調達に支障を来たすことのないよう十分審議を尽くし、具体的な制度設計に反映させることを求めている（所管＝中堅・中小企業委員会 委員長：更家悠介・サラヤ(株)社長）。
- 政府系金融機関は平成 20 年 10 月に統合集約化される。中小企業向け融資を行う 3 機関については、中小企業金融公庫（中小公庫）・国民生活金融公庫は新機関「株式会社日本政策金融公庫」に統合され、商工組合中央金庫（商工中金）は「株式会社商工組合中央金庫」に民営化される。
- 中小企業金融において、政府系金融機関は民間金融機関を補完するものとして重要な役割を果たしてきた。これまで本会議所では、新機関については、資金調達が困難な中小企業のセーフティネット機能の強化、商工中金については、中小企業への円滑な資金供給が維持される万全の基盤整備を求めてきた。関連法案には、こうした主張が概ね盛り込まれていることから、その方針に賛同する一方、中小企業の成長・発展に向けた激変緩和措置やセーフティネットの確保等を求めている。

【意見書のポイント】

1. 株式会社日本政策金融公庫について（本文 1 ～ 2 ページ）

○ 激変緩和措置の強化

中小公庫による一般貸付は廃止され、重要な政策目的に従って行われる特別貸付に限定される。一般貸付の廃止はやむを得ないことではあるが、収益構造・資金回転等の面から長期、低利、多額の資金需要が生じる業種にとっては、一般貸付が大きな役割を果たしてきた。これら民間金融機関や特別貸付では対応困難な資金需要については、一般貸付の廃止に伴い中小企業が資金調達に支障を来たすことのないよう、民間金融機関と協調した融資制度の創設等、激変緩和措置を講じるべき。



- 民業補完業務の充実

現在は民間金融機関も中小企業向け融資に積極的な姿勢を示しているが、貸し渋り・貸し剥がしの苦い記憶が残る中小企業にとっては、経済状況悪化に備えた政策金融の役割は極めて重要。リスク評価が困難な事業に取り組む中小企業を支援するため、民業補完業務の充実を図るべき。

- 特別貸付の拡充

新機関においても、新企業育成、企業活力強化、セーフティネット・再生支援、環境対策等を促進する特別貸付の実効性を向上させるべく、質・量の両面で充実を図るとともに、中小企業のニーズを踏まえ政策的に支援すべき分野への貸付を適切に拡充し、一層弾力的に運用すべき。

2. 株式会社商工組合中央金庫について（本文2～3ページ）

- 特別準備金の適切な確保

中小企業への円滑な資金供給には、新体制の財務基盤確保が不可欠。商工中金における資本金約5,000億円のうち、約4,000億円を占める政府出資金は、新体制への移行時にかなりの部分を特別準備金に振り替えることが規定されているが、新体制の業務運営等に支障が生じないように、適切な金額を確保すべき。

- 政府保有株式の配慮ある処分

完全民営化に向けた政府株式の処分に際しては、引き受け先となる中小企業団体や中小企業の意向を十分に踏まえ、時期や金額を適切に検討すべき。

3. 政策金融全般について（本文3ページ）

- セーフティネットの確保

金融危機や災害、テロリズムなどの危機発生時における中小企業への資金供給を確保するため、危機対応スキームを活用した指定金融機関による中小企業への資金供給が迅速かつ十分に行われるよう、必要な財政措置を講じるべき。

以 上

平成 19 年 3 月 16 日

中小企業に対する政策金融のあり方に関する意見

大 阪 商 工 会 議 所

「官から民へ」の改革を受けて来年10月、中小企業に対する政策金融は大きな転換期を迎える。

これまで、本会議所では、政府系金融機関が中小企業金融において果たす役割の重要性に鑑み、国民生活金融公庫（以下、国民公庫という） 中小企業金融公庫（以下、中小公庫という）等の統合により発足する株式会社日本政策金融公庫（以下、新機関という）については、民間金融機関の機能を補完するものとして、資金調達が困難な中小企業のセーフティネット機能を強化するよう要望してきた。また、商工組合中央金庫（以下、商工中金という）の民営化に際しては、中小企業への円滑な資金供給が維持されるよう、万全の基盤整備を求めてきた。今国会に提出された株式会社日本政策金融公庫法案、株式会社商工組合中央金庫法案においては、こうした主張が概ね盛り込まれたことを評価したい。

地域経済の再生、日本経済の活性化を図るためには、多様で活力ある中小企業の成長・発展が不可欠である。法案の審議に当たっては、次の諸点について十分議論を尽くすとともに、具体的な制度設計に反映することを要望する。

記

1．株式会社日本政策金融公庫について

（１）激変緩和措置の強化

新機関における中小企業向け融資については、商工会議所等の経営指導に基づく経営改善貸付（マル経融資）の現状維持等、国民公庫が担ってきた機能が残されることは評価できる。一方、中小公庫による一般貸付は廃止され、重要な政策目的に従って行われる特別貸付に限定される。一般貸付の廃止はやむを得ないことではあるが、中小公庫は、民間金融機関が対応困難な長期のリスクマネーを供給してきた実績があり、中小企業にとっては大変頼りになる貴重な存在となってきた。特に、業種によっては、収益構造・資金回転等の面から長期、低利、多額の資金が不可欠であり、こうした資金需要には、中小公庫の一般貸付が大きな役割を果たしてきた。これら民間金融機関や特別貸付では対応困難な資金需要については、一般貸付の廃止に伴い中小企業が資金調達に支障を来たすことのないよう、民間金融機関と協調した融資制度の創設等、激変緩和措置を講じられたい。

(2) 民業補完業務の充実

株式会社日本政策金融公庫法案については、一連の行政改革の根拠となる行政改革推進法において、新機関に担わせることとされていた中小企業者の資金調達を支援するための機能に加え、民業補完の趣旨が追加されたことを評価する。

現在、景気は順調に推移しており、民間金融機関も中小企業向け融資に積極的な姿勢を示している。しかし、間接金融が資金調達の主流であり、借入金が擬似資本的な役割を果たしている中小企業にとっては、貸し渋り・貸し剥がしの苦い記憶も色濃く残っており、経済状況悪化に備えた政策金融の役割は極めて重要である。民業補完については、これまで中小公庫が証券化支援業務（民間金融機関の中小企業向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する業務）を実施してきた。新機関においては、この証券化支援業務の対象に既往貸付を追加するとともに、民間金融機関が貸付債権を保有したまま証券化できるＣＤＳ（クレジット・デフォルト・スワップ）契約を活用した業務等が、民業補完業務として明記されたことを評価したい。加えて、リスク評価が困難な事業に取り組む中小企業を支援するため、国民公庫や中小公庫が長年培ってきた審査能力を生かした民間金融機関との協調融資も可能となるよう、民業補完業務の充実を図られたい。

(3) 特別貸付の拡充

中小企業施策に従って行われる特別貸付は、長期・低利の利用枠が設定され、中小企業の育成・振興に大きな役割を担っている。新機関においても、新企業育成、企業活力強化、セーフティネット・再生支援、環境対策等を促進する特別貸付の実効性を向上させるべく、質・量の両面において充実を図るとともに、中小企業のニーズを踏まえ、政策として育成・振興を支援すべき分野への貸付を適切に拡充し、その運用においても一層の弾力性を確保されたい。

2 . 株式会社商工組合中央金庫について

(1) 特別準備金の適切な確保

株式会社商工組合中央金庫法案については、株式会社商工組合中央金庫(以下、新体制という)が中小企業団体とその構成員に対する金融円滑化を目的とすること、財務健全性を確保するため特別準備金が設計されていること、金融債の発行が維持されていること、完全民営化時も中小企業団体とその構成員向けの金融機能維持に向けた必要な措置が規定されたことを評価する。

今後とも中小企業への円滑な資金供給が維持されるためには、新体制における財務基盤の確保が不可欠となる。そのための措置として、商工中金における資本金約 5,000 億円のうち、約 4,000 億円を占める政府出資金については、新体制への移行時にかなりの部分を特別準備金に振り替えることが規定されている。特別準備金の金額は、法案成立後、新設される評価委員による検討結果を踏まえて決定されることになっているが、新体制の業務運営等に支障が生じないよう、適切な金額を確保されたい。

(2) 政府保有株式の配慮ある処分

商工中金が有する政府出資金のうち、新体制において特別準備金化されない部分は政府保有株式とされ、株主資格は、中小企業団体とその構成員たる中小企業に限定される。完全民営化に向けて、政府保有株式は全額処分されていくことになるが、その引き受け先となる中小企業団体とその構成員たる中小企業には、多大な資金負担が生じる懸念がある。政府株式の処分に当たっては、引き受け先となる中小企業団体や中小企業の意向を十分に踏まえ、無理なく取得できるよう、時期や金額については適切に検討されたい。

(3) 政府保有株式に対する特例

新体制では、政府保有株式への剰余金配当も必要となるが、中小企業への円滑な資金供給には財務基盤の確保が欠かせないことから、配当の見直しは段階的に実施されたい。

(4) 完全民営化時における必要な措置への配慮

政府保有株式は、株式会社商工組合中央金庫法施行から 5 ～ 7 年後を目処に、全額処分され、新体制は完全民営化される。完全民営化時には同法が廃止され、新たに中小企業団体とその構成員に対する金融機能を維持するための必要な措置が講じられることになるが、その措置の内容に関しては、中小企業や中小企業関係団体の意向を十分に踏まえた上で検討されたい。

3 . 政策金融全般について

(1) セーフティネットの確保

金融危機や災害、テロリズムなどの危機発生時における中小企業への資金供給を確保するため、新機関、新体制においては十分なセーフティネット機能が維持されるべきである。危機対応スキームを活用した指定金融機関による中小企業への資金供給が迅速かつ十分に行われるよう、緊急融資のための財源確保等必要な財政措置を講じられたい。

(2) 効率的な事業運営の実現

新機関、新体制においては、利用者である中小企業の利便性が損なわれることのないよう、効率的な事業運営が望まれる。民営化される新体制においては、中小企業のニーズに迅速かつ的確に応えられるよう、経営の自主性を確保されたい。組織運営においては、特に経営トップのあり方が重要となる。新たな組織が一丸となって職務に精励できるよう、官民を問わず優秀な人材を登用すべきであり、その人選に際しては、これまでの先例にとらわれず、プロパー職員の登用も選択肢の一つに加えるべきと考える。

以 上